

京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画

京 都 府

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画改定の背景 1
- 2 計画の位置付け 3
- 3 計画期間 4

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

- 1 基本目標 5
- 2 現状と課題・具体的施策 5

第3章 再犯防止施策の推進

- 1 基本目標 13
- 2 現状と課題・具体的施策 13

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

- 1 基本目標 19
- 2 現状と課題・具体的施策 19

第5章 計画の推進

- 1 推進体制の整備 22
- 2 施策の実施 23

<参考>

- 1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿 24
- 2 検討経過 24
- 3 統計資料 25

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の背景

(1) 条例制定とそれ以降の取組経過

犯罪等により府民生活の安心・安全が脅かされ、また、犯罪被害者等に対する支援や社会における理解が十分とはいえない状況を踏まえて、平成16年12月、京都府議会において全会派一致により、議員提案による初の政策的内容の条例として、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」(平成16年条例第42号。以下「条例」という。)が制定されました。

「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」は、この条例に基づき、京都府が犯罪のない安心・安全なまちづくりと犯罪被害者等に対する支援に関する総合的な施策を実施するために、平成17年12月に5箇年計画として策定し、前回は平成27年度から平成30年度までの計画として改定し、この計画を具体化するため、アクションプランを策定し、取組を推進してきました。

計画期間の満了を迎え、前回計画の基本目標である「刑法犯認知件数を3万件以下に定着させる」(防犯関係)を達成し、「犯罪被害者等基本計画を踏まえた総合的な支援」(被害者支援関係)も推進することができたことから、これまでの取組成果を踏まえつつ、社会情勢等の変化に対応し、新たに再犯防止に関する計画を加えて本計画を改定するものです。

(2) 犯罪等に関する社会情勢の変化

ア. 犯罪等の情勢

全国における刑法犯の認知件数は、平成8年から平成14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達しました。平成15年からは減少に転じ、平成28年には996,120件と戦後初めて100万件を下回り、平成29年は915,042件と更に減少、対前年でマイナス8.1%、ピーク時(平成14年)と比べるとマイナス67.9%となっています。

京都府においても同様に、平成14年(65,082件)をピークとして減少傾向にあり、平成29年には、18,603件と戦後最少を更新しました。対前年でマイナス9.2%、ピーク時(平成14年)と比べるとマイナス71.4%と、全国を上回る率で減少しています。

イ. 犯罪等をめぐる社会情勢

我が国は、世界に類を見ない経済発展を遂げ、快適な生活環境を実現した一方、急速なグローバル化により、我々を取り巻く環境が大きく変化する中、多様化する価値観を包摂し、ともに支え合う共生社会の実現が求められています。

また、少子高齢化、核家族化による高齢者の単独世帯の増加等、家庭での親子間のコミュニケーションや地域における近所づきあいの減少等、人間関係が希薄化し、家族関係をはじめ、地域における絆が弱まってきており、従来、地域社会が持っていた犯罪に対する抑止機能が低下しているため、急速な社会の進展に伴い地域課題が山積する中、多様な主体が連携・協働するなど、新たなコミュニティの形成が必要となっています。

さらに、インターネット通信網の整備やスマートフォンの普及は、人と人とのコミュニケーションの形を変え、インターネットが日常生活に必要な社会基盤として定着しましたが、違法・有害情報が氾濫し、SNSの普及により、青少年が性犯罪の被害者となったり、いじめやトラブル等に巻き込まれたりする事案が見られるなど、大きな社会問題となっています。

また、再犯の防止等に関する取組は、2020年に京都で開催される第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議(kongress)の重要論点の一つとして位置付けられるなど、国際社会においても重要な課題として認識されています。

ウ. 京都府の状況・特性

京都府における刑法犯の認知件数は、平成16年以降13年連続で減少し、平成29年には、18,603件と戦後最少となりましたが、府民が身近に不安を感じる侵入窃盗、ひったくり等は依然として発生し、認知件数の約4分の1を自転車盗が占めています。

また、平成29年中、高齢者をねらった振り込め詐欺等の特殊詐欺の認知件数が過去最悪を記録し、被害額も高止まり状態にあるなど、犯罪情勢は依然として厳しい状況にあります。

更に、子どもや女性を対象とした性犯罪や犯罪の前兆と見られる子どもへの声かけ事案、ストーカー・DV（ドメスティック・バイオレンス）事案、SNS等の利用増加に伴う新たな犯罪やサイバー犯罪の発生等、社会の変化に伴う新たな犯罪も大きな不安を与えています。

京都府には、多くの地域で、町内会組織等従来から培われてきたコミュニティがまだまだ根付いているほか、大学も多く、学生による先駆的な防犯ボランティア活動も行われています。近年の刑法犯認知件数の減少は、警察署や交番・駐在所の再編整備等警察力の充実とともに、府民協働防犯ステーションの全交番・駐在所への設置や子ども・地域安全見守り隊に代表される地域防犯ボランティアの積極的な活動等による防犯活動の活性化、府民協働防犯ステーションの活動を質的に向上させるステーション・コーディネーターの育成活動に加え、自転車、自動車、自動販売機、駐輪場等の防犯性能の向上や事業者による防犯カメラの設置や警備体制の強化等民間企業の努力によるところも大きく、地域の絆を再生する取組や社会が一体となって防犯対策に取り組んでいること等が相乗効果を発揮しているものと考えます。

しかしながら、防犯ボランティア活動も、従事者の減少や高齢化、固定化等の課題を抱える地域もあり、学生や定年等退職後の経験豊かな世代等より多くの府民の防犯活動への参加や、近年拡大しつつあるCSR活動（社会貢献活動）に取り組む事業者やその従業員のボランティア活動への参画を引き続き促進することに加え、多様な層の横断的かつ縦断的な連携により様々な地域課題に対応できる仕組みづくりが求められています。

また、京都府には歴史的な神社仏閣が数多く、世界有数の観光・国際コンベンション都市として海外からの訪問者も多く、平成29年の府内外国人宿泊客数は約361万人と、5年連続で過去最高を更新しており、新たな情勢に対応した、訪日外国人、府民双方の安心・安全の確保が課題となっています。

エ. 再犯防止のための取組状況

全国における刑法犯認知件数は平成14年をピークに減少、刑法犯により検挙された再犯者数も平成18年をピークに減少する中、それを上回るペースで初犯者数が減少し続けたため、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、平成29年には、現在と同じ統計を取り始めた昭和47年以降最も高い48.7%となりました。こうした状況の中、国においては、国民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現の観点から、政府一丸となって再犯防止対策に取り組み、目標の一つに掲げた2年以内再入率（出所等した年を含む2年間における刑務所等に再入所する者の割合）が減少するなど相当の成果をあげてきました。しかし、国の刑事司法関係機関による取組のみではその内容や範囲に限界が生じていることから、犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等を国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって実施することが必要となりました。このため、平成28年12月には再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が制定され、国の責務（再犯防止等に関する施策を総合的に策定・実施する責務）と地方公共団体の責務（国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務）等が規定されるとともに、平成29年12月には、上述した国の責務を具体化する再犯防止推進計画が策定されました。

京都府においては、これまでから非行少年等立ち直り支援事業等各種施策を通じて再犯防止対策を進めてきたところですが、再犯防止に係る取組は「犯罪のない安心・安全なまちづくり」の更なる推進に向けて不可欠であるとともに、併せて犯罪をした者等が、多様化する社会において

孤立せず、再び社会を構成する一員となることができるよう、誰一人取り残さない共生社会を実現するという観点からも重要な課題と考えています。

オ. 犯罪被害者等の置かれた状況

様々な犯罪等の発生により、社会に生きる誰もが犯罪等に遭い、犯罪被害者になり得る可能性がある中、平成16年12月には、犯罪被害者等基本法が制定され、平成17年12月に策定された犯罪被害者等基本計画が、5年ごとの見直しを経て、平成28年4月に、第3次犯罪被害者等基本計画として閣議決定されました。また、京都府においても犯罪被害者サポートチームによる連携強化や平成26年4月には府内全市町村において犯罪被害者支援に特化した条例が制定されるなど、犯罪被害者等施策は着実に進展してきましたが、犯罪被害者等に対する社会の理解や支援は未だに十分ではありません。

2 計画の位置付け

(1) 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例に基づく計画

犯罪等に関する社会情勢や地域における防犯活動の状況等を踏まえつつ、京都府、市町村、府民が一体となって、京都府における犯罪のない安心・安全なまちづくり施策を総合的に推進するとともに、犯罪をした者等が社会において孤立することなく府民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、府民が安心して安全に暮らせるよう、再犯の防止等の推進に関する法律や再犯防止推進計画を踏まえながら施策に取り組み、併せて、犯罪被害者等の支援では、犯罪被害者等基本法等に基づいて、府の状況に応じた施策を実施することができるよう、条例第3条の規定により計画を策定します。

(2) 再犯の防止等の推進に関する法律に基づく地方再犯防止推進計画

本計画第3章再犯防止施策の推進については、京都府における再犯防止に係る現状・課題を踏まえ、国の再犯防止推進計画を勘案して規定するものであり、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に定める地方再犯防止推進計画に位置付けます。

(3) 施策展開の基本

ア. 地域住民等の参画と協働を通じた地域コミュニティの強化、人材確保と組織・団体間の情報共有

犯罪のない安心・安全なまちづくりを推進するためには、警察の警戒・検挙活動の強力な推進や再犯防止に向けた矯正施設等での指導・教育はもちろんですが、地域住民の一人ひとりが「地域の安全は地域で守る」との意識を持ち、住民や事業者が地域の一員であることを自覚して活動に関わるとともに、行政機関が地域住民の多様な活動を支え、共生社会の実現に向け協働していく必要があります。

このためには、地域住民の意識向上に向けた広報啓発をはじめ、活動の担い手（地域住民や事業者等）が効果的な取組を進めるための情報を関係機関と共有するなど、組織・団体間のネットワーク化や協働した取組を進めるとともに、親子間のコミュニケーション、子どもや高齢者と地域の人々との交流や地域間の交流等、個人、家族、地域のつながりを深めることにより、地域のコミュニティとしての力を強めていくことが重要です。

また、生命、身体、財産等を犯罪から守る地域の活動が活発に行われるためには、防犯推進委員や少年補導委員等の防犯関係ボランティア、事業所、NPO等に加え、学生や退職後も自らの知識や経験を活かした地域貢献に意欲のある企業OB等、活動を主導し、協力していく広範な人材の確保・育成が必要です。

イ. 基本的人権への配慮

生命、身体、財産等を犯罪から守る防犯活動や再犯防止の推進に係る取組、犯罪被害者等への支援を進めるに当たっては、基本的人権への配慮が必要です。

ウ. 総合的な行政の対応、国、市町村等との連携

犯罪のない安心・安全なまちづくりに向けて、地域住民が主体となった活動を推進し、継続していくためには、行政機関が支え、協働していくことが不可欠です。

このため、京都府、市町村、警察等関係行政機関間のシームレスな連携を更に強化し、府民・民間団体・大学等をはじめ、国の各行政機関等と連携して、総合的な取組を計画的・重点的に展開するとともに、府民活動における世代間の融和を推進することが重要です。

3 計画期間

2019年度（平成31年度）から2023年度までの5年間

第2章 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

1 基本目標

犯罪を未然に防止するため、府民の安全に対する意識を高めるとともに、京都府、市町村、府民が一体となって、犯罪が起こりにくい地域環境づくりを推進し、地域の防犯力を向上させ、刑法犯認知件数の減少傾向を維持して1万5千件を目指し、府民の生活を脅かす新たな脅威(犯罪)に対して取り組んでいきます。

2 現状と課題・具体的施策

(1) 地域における防犯活動の推進

ア. 現状と課題

地域防犯の要である交番等を中核とした住民・行政の協働拠点「府民協働防犯ステーション」が全交番・駐在所に設置完了し、新築した交番・駐在所にはコミュニティルームを整備するなど、様々な防犯ボランティア同士のつながりや拠点づくりは着実に進んでいます。しかしながら、ここ数年、京都府内では、防犯ボランティアの人数、団体数が減少しているほか、メンバーの高齢化、固定化等の課題を抱える地域もあります。

また、防犯活動の主体や形態は地域によって様々であり、地域で培われてきた活動のノウハウを活かしながら、情報の交換等により新たな取組を実施することができるよう、幅広く柔軟に展開していくことが必要です。

イ. 具体的施策

地域防犯力は、地域、行政、警察が一体となって取り組むことで最大限の力を発揮するものであり、本計画を推進する上で全ての基盤となるものであることから、府民協働防犯ステーションを中核とした地域防犯活動等を引き続き推進するとともに、ボランティアのほか事業者、大学等様々な主体による自主防犯活動への支援や、情報発信、予測型犯罪防衛システムの活用等により、これまで積み上げてきた地域防犯力を更に高める取組を推進します。

(ア) 地域住民等との連携・協働による地域防犯力の向上

a. 「府民協働防犯ステーション」の更なる活性化

府民協働防犯ステーションによる多様な防犯活動の成果や良好事例の共有化等に関する支援を継続して行います。

b. ビューティフル・ウィンドウズ運動による美化活動の推進

割れ窓理論実践運動による美化活動に加え、これまでの割れ窓理論実践運動から一歩進んだまちの美化運動を推進することで、犯罪が起こりにくい安心・安全が目に見える地域環境を創出します。

c. 「ながら」防犯パトロールの推進

ボランティア不足、空白地の解消に効果が期待でき、日常生活の中で防犯活動への参加機会を増やす、ペットの散歩やジョギング等の中で行う「ながら」防犯パトロールを推進します。

d. 防犯ボランティア等による自主防犯活動への参加促進、活動の活性化

現役世代や学生等のボランティアへの参加促進・意欲喚起のため、既存ボランティアの活動を顕彰する「防犯まちづくり賞」や「地域安全功労者(団体)表彰」等の受賞について積極的に広報するほか、防犯推進委員や学生防犯ボランティア、青色防犯パトロール活動従事者に対する防犯研修会や相互交流会の開催、活動用資機材の整備等の活性化に向けた支援を推進するとともに、青色防犯パトロール活動の普及促進に向けた支援の更なる充実を検討し

ていきます。

e. 事業者による防犯CSR活動への支援

事業者に対する研修会の開催、企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の登録勸奨、「京都府地域の安心・安全サポート事業所」への登録促進により、事業者による防犯CSR活動を支援します。

f. 大学による自主防犯対策の推進

京都府大学安全・安心推進協議会を通じ、情報共有のほか、大学生の防犯意識や規範意識の向上等についての検討を行います。また、新入生、学生向けマンション業者等への啓発資料の配布のほか、大学駐輪場の防犯環境整備、女子大学生対象の性犯罪被害防止啓発活動、学園祭等における自転車盗被害防止啓発活動等、大学による自主防犯対策を推進します。

(イ) 交番・駐在所機能の充実・強化

交番・駐在所が地域における安心・安全の中核となるよう、事件事故への迅速な対応やパトロール体制を強化するとともに、府民協働防犯ステーション活動を通じた地域住民等による自主的な活動を支援するなど、交番・駐在所機能を充実・強化します。

(ウ) 府民の防犯意識の高揚に向けた効果的かつタイムリーな広報啓発の実施

a. 広報啓発活動の積極的な推進と府民参加型の地域安全フォーラム等の開催

全国地域安全運動や府民防犯旬間に合わせて、府民と協働した広報啓発活動を積極的に行うとともに、京都府等が主催する「安心安全まちづくり京都大会」等の府民参加型の地域安全をテーマとしたフォーラムを開催するなど、地域安全運動の意義・目的を広く府民に広報するとともに、自主防犯活動の更なる促進と防犯ボランティア活動の活性化を図ります。

b. 自主防犯意識の高揚に向けた広報啓発活動の実施

被害防止ポスター・チラシ、被害防止啓発イベント用防犯グッズの作成・配布により、自主防犯意識の高揚を図ります。

c. 防犯関係情報の効果的な発信

地域の犯罪情勢を分析し、子どもや女性を対象とした犯罪や府民の体感治安を悪化させるひったくり等の事件に係る情報、不審者等に関する情報、被害の防止方法に係る防犯情報等について、防犯・犯罪情報メール等の各種広報媒体を活用してタイムリーかつ適切に提供することにより、被害の連続発生を抑止するとともに、府民の自主防犯意識の高揚を図ります。

d. 企業等向けの防犯情報配信サービス「京（みやこ）すぐメール」の運用

府内の企業や事業所、防犯ボランティア団体等に対し、犯罪発生状況や被害防止対策等の情報をまとめた地域安全ニュースを配信し、自社従業員や顧客等へのニュース資料の提供等を通じて、多様な層への情報発信を図るとともに、各事業所単位の防犯CSR活動の促進を図ります。

e. 可搬型デジタルサイネージの運用

可搬型デジタルサイネージを運用し、視覚に訴える形で効果的な情報発信を行います。

f. 犯罪情報分析システムの効果的な運用

被害場所等の特徴や傾向を一目で把握できるように、GIS（地理情報システム）を活用した情報発信を行います。

(エ) 予測型犯罪防御システムの予測精度向上に向けた調査・研究

平成28年10月から運用を開始した予測型犯罪防御システムは、京都府警察が独自に開発した算法により、特定罪種の将来の犯罪発生の可能性の高い時間と場所を予測することで、先制的な抑止・検挙活動が行えるシステムであり、犯罪予測エリアを踏まえたパトロール地図を作成して、防犯ボランティアとの合同パトロールにも活用しています。

更なる予測精度向上に向けた取組として、調査・研究を継続して行い、AIも含めたシステムの適応及び予測対応罪種の拡充を目指します。

(オ) 防犯環境の整備による地域防犯力の向上

「公共施設等における防犯指針」により住宅の防犯性能の向上や道路、公園、駐車場等の明

るさや見通しの確保等について、また、「防犯カメラの管理・運用に関するガイドライン」によりプライバシーの保護や画像の適正管理等について、それぞれ情報提供や助言を行い、地域の防犯環境の整備促進を支援します。

防犯カメラについては、地域住民や事業所等が防犯カメラ設置等による効果的な防犯環境の整備・改善を行う上で、犯罪情勢分析に基づく犯罪情報を積極的に提供するほか設置場所の選定等に当たり、適切な助言を行います。

また、警察、市町村、事業者等の連携のもと、最近急速に需要が高まっているドライブレコーダーを活用したまちの見守り協定の締結等、地域一体となった取組を支援して、地域防犯力の向上を推進します。

(2) 児童虐待への対策や子どもの安全の確保

ア. 現状と課題

児童虐待に係る相談・通告件数は増加傾向にあり、平成29年の相談件数、認知件数、通告数とも過去最多となっています。児童虐待は、しつけと称するなどして子どもに傷を負わせるなど、心身の成長に重大な悪影響を及ぼし、時に命を奪うことになりかねない事案であり、被害児童を速やかに保護し、事案の再発や重篤化を防止することが必要です。

また、子どもは犯罪の対象となりやすく、全国的に見ると凶悪事件が発生しており、府内においても声かけ事案等が発生しています。凶悪事案の発生の防止を図るため、子ども自身が「自分の安全は自分で守る」意識を身につけるための防犯教室等を実施するとともに、通学路や公園等の遊び場等における防犯環境の整備、これらの場所における見守り、防犯パトロールを推進する必要があります。

イ. 具体的施策

子どもは、自ら身を守ることや被害を訴えることが少なく、被害が潜在化しやすいことから、児童虐待防止に向けた未然防止と早期発見・早期対応等、総合的な対策を推進します。

また、子ども自身に身を守る方法を浸透させるとともに、登下校時等に関係機関、団体が連携した見守り活動を行うなど、子どもの安心・安全の確保のための取組を推進します。

(ア) 児童虐待防止のための総合対策の実施

急増・困難化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携を図り、未然防止、早期発見・早期対応、再発防止に至るまで、切れ目のない一貫した施策を総合的に推進します。

(未然防止)

- ・医療機関連携や地域団体、NPO等による育児不安を抱えた保護者からの相談や見守りの体制を支援
- ・保健所、市町村、NPO等が実施する子育て講座等の充実
- ・養育上課題のある家庭への心理専門職による相談・支援
- ・虐待防止のための広報啓発（オレンジリボンキャンペーンの実施等）

(早期発見・早期対応)

- ・児童相談所における児童虐待対応協力員の配置、組織体制の強化等
- ・児童相談所、市町村、関係機関等職員への研修や、児童虐待対応訓練による対応力の充実
- ・産後ケア事業従事者に対する産婦のメンタルヘルスケア等の研修

(イ) 児童虐待防止のための更なる連携体制の強化

関係機関の更なる連携体制の強化に向け、児童虐待対応地域連携会議の設置等、児童相談所と警察との緊密な情報共有の仕組みづくりを進めていきます。

(ウ) 子どもの安全の確保に向けた取組の推進

a. 子どもの危機回避能力の向上に向けた支援の実施

子ども自ら「どのような場所で犯罪が起こりやすいか」を理解して、犯罪被害を回避する能力を身につけるための体験型地域安全マップづくりや、声かけされた際の対応（ランドセ

ル等を背負ったまま逃げる、誘いを断るなど)等、従来の防犯教室をより起こりうる現実に近づけた手法で実施する体験型防犯教室を開催するなど、子どもの危機回避能力向上に向けた取組を推進します。

b. 子ども見守りボランティアに対する支援の実施

子どもの登下校の見守りを行うボランティアに対して、ボランティア保険の加入や資機材の提供等を行うことで活動を支援します。

c. 「こども110番のいえ」の活性化

点検活動の実施に合わせて活動要領マニュアルを配布するなど、「こども110番のいえ」の活性化を図ります。

d. スクールガード・リーダー配置等の取組に対する支援

市町村が主体となって実施しているスクールガード・リーダーの配置やリーダー育成講習会、スクールガード養成講習会、子どもの見守り活動の取組に対して支援します。

e. 教員等の防犯能力の向上

教員等を対象とした防犯等の講習会を開催し、指導者としての一層の資質の向上を図り、各学校における安全教育を充実させます。

f. 通学路の安全確保

学校、警察、地域住民等による防犯の観点からの通学路の緊急合同点検結果を踏まえ、危険箇所に関する情報共有を進め、地域安全マップづくりやこども110番のいえ設置等を推進するとともに、点検結果を踏まえて対策案を策定し、関係機関、団体等と必要な協議を行い、防犯環境の整備・改善を目指します。

また、不審者情報等について、夜間・休日でも迅速な情報共有を図るため、警察と学校担当者との連絡体制を確立するとともに、防犯・犯罪情報メール等を活用して、防犯ボランティア等による効果的な見守りや児童の保護者等による防犯対策に資する情報提供を推進します。

(3) 少年の非行・犯罪被害等の予防

ア. 現状と課題

刑法犯少年の検挙・補導人員は、平成22年から8年連続で減少し、平成29年には、統計を取り始めた昭和23年以降最少の数値を更新しています。しかしながら、刑法犯犯罪少年の人口比は全国比で見ても高く、大麻をはじめとした薬物を乱用する少年も依然として多い状況です。

また、SNS等の利用に起因する被害に遭った児童のうち、約9割が中学・高校生であり、児童や保護者等に対するスマートフォン等によるインターネットの利用に潜む危険性とフィルタリングの重要性の広報啓発、インターネットリテラシー(情報を正しく使いこなす能力)の向上と、その教育を行う者の教育技能の更なる向上が必要です。

さらに、児童ポルノを始めとした児童の性被害も後を絶たないことから、被害に遭わないよう少年等に対して継続して啓発を推進する必要があります。

加えて、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正案が成立(2022年4月施行)し、18歳、19歳の消費者被害が増加することが予想されるため、若年者への消費者被害防止策を強化する必要があります。

イ. 具体的施策

少年は、成長の過程で様々な問題に直面し、家庭、学校、地域のほか、SNSをはじめとするサイバー空間等から大きな影響を受けやすいことから、関係機関・団体が連携して少年の非行防止対策を推進するとともに、児童ポルノの自撮りの要求等の性被害や消費者被害等少年が被害者とならない取組を推進します。

(ア) 非行防止教室等の開催や関係機関・団体と連携した取組の推進

少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や

薬物乱用防止教室を開催します。

また、関係機関・団体と連携し、情報共有を図るための連絡会議の開催や非行防止パトロールを実施するなど、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組を推進します。

(イ) 児童の性被害防止対策の推進

街頭補導、サイバーパトロール、各種相談等あらゆる機会を通じて情報収集を行い、被害児童を保護するとともに、被疑者の発見・検挙を行います。また、青少年の健全な育成に関する条例を一部改正し、自撮りの要求規制やいわゆるJKビジネス（女子高校生らによる接客を売りにした「JKリフレ」「JK散歩」等の有害役務提供営業）の規制を行うとともに、広報啓発を行うことにより、児童の性被害防止を推進します。

(ウ) 消費者被害の防止の推進

成年年齢の引下げ（18歳）に伴う若者の消費者被害防止のため、高校生を対象とした消費者教育を強化するとともに、京都府大学安全・安心推進協議会等と連携して大学生等への情報提供を推進します。

(4) ストーカー被害やDVへの対策

ア. 現状と課題

ストーカー事案は、生命に関わる事案に発展するおそれのあるもので、認知件数は増加傾向にあり、平成29年は過去最多となっています。気持ちを抑えきれずに行為に及んでいるものや、違反に当たるということを認識せずに行為に及んでいるものもあり、また、警察等に相談できていない事案もあることから被害者、加害者の両者に対する総合的な対策が必要です。

また、DVについても、配偶者暴力相談支援センターへの相談件数が増加傾向であるほか、ストーカー、リベンジポルノ等のデートDVに関連する事象が存在することから、未然防止、早期発見によるDV事象の減少が重要です。特に若年層等への予防・啓発や、被害者にも、加害者にもならないよう府民全体の理解促進・意識醸成が重要です。

イ. 具体的施策

ストーカー事案は、見え隠れする加害者に対する大きな不安から一刻も早く被害者を救い出す必要があるため、被害者の保護と加害者への適切な対応等総合的な対策を推進するとともに、DV被害についても、関係機関、団体の連携により、防止のための取組を推進します。

(ア) ストーカー総合対策の実施

a. 京都ストーカー相談支援センター（KSCC）の運用

ストーカーに特化した専門相談窓口として、平成29年11月から運用を開始した京都ストーカー相談支援センター（KSCC）において、ストーカーの被害者本人に限らず幅広い対象からの相談を受け、ストーカー事案を早期に把握することで、重大事案への発展防止に努めます。

b. ストーカー加害者への精神医学的・心理的アプローチの推進

加害者に対し、カウンセリング費用や精神科医による治療費の一部を負担することで受診を促し、被害者への執着心の軽減・除去を図ることで被害防止を図ります。

c. 関係機関との連携

京都ストーカー総合対策ネットワーク会議を開催し、関係機関・団体と連携し、ストーカーの被害者にも、加害者にもならない各種施策の推進、被害者等に対する切れ目のない支援を行います。

(イ) 啓発活動によるDV防止対策の推進

府民協働防犯ステーションをはじめとする地域活動拠点等と連携し、冊子、カード、広報紙等を活用したDVやデートDVに関する啓発や年代に応じた暴力を許さない意識づくりを推進します。（パープルリボンキャンペーンの実施等）

また、ストーカー、リベンジポルノ等のデートDVに関連する事象の関係機関が参加するプラットフォームを設置し、一体として効果的な啓発活動を実施します。

さらに、経済団体等と連携し、企業等職場におけるハラスメントを許さない職場づくりを啓発することにより、DV防止対策を推進します。

(ウ) DV対策関係機関の連携強化による支援の推進

配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議の開催や相談機関の情報共有の場を継続的に設けることで、府内におけるDV対策を推進します。

(エ) 加害への気づきとDVを繰り返さないための加害者対応

加害者の抱える経験等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。

(5) 高齢者等が被害者となる特殊詐欺被害防止の取組

ア. 現状と課題

平成29年の特殊詐欺被害については、認知件数が統計開始以来最多の320件となっており、平成26年と比較すると約2倍に増加、被害総額も高い水準で推移しています。

被害者の多くは高齢者が占めており、関係機関と連携した広報啓発活動を展開していますが、手口の巧妙化や多様化が進む中、引き続き特殊詐欺被害防止対策を強力に推進する必要があります。

イ. 具体的施策

刑法犯認知件数が減少する中、特殊詐欺被害の多発は大きな社会不安となっていることから、常に変化する手口に対応しながら、被害防止機器の利用や更に隅々まで浸透する広報啓発等、特殊詐欺に対する効果的な防止対策を展開して、被害防止や被害の減少に向けた取組を推進します。

(ア) 特殊詐欺対策の実施

特殊詐欺対策として有効性の認められる通話録音装置の普及を図るほか、最新技術を有する民間企業や大学等と連携し、特殊詐欺の手口を詳細に分析するとともに、被害防止に有効な技術やシステムの開発に向けた調査を検討します。

(イ) 関係機関と連携した特殊詐欺被害防止に向けた広報啓発

- a. 関係機関が連携を一層強化するとともに、防犯CSR活動に参加する民間事業者や防犯ボランティア、特殊詐欺の標的となる高齢者、更には高齢者を取り巻く子や孫の世代も巻き込んだ「オール京都」の重層的ネットワークを構築して、「特殊詐欺を発生させない」社会気運の醸成に資する広報啓発を実施します。また、特殊詐欺被害に遭う確率の高い高齢者等に対してマンツーマンによる啓発を行い本人の防御力を養うとともに、身近にいる家族・親戚、事業者等の関係者に対しても注意喚起を行い、高齢者を見守る社会を構成していきます。
- b. 高齢者等の消費者被害を防止するため、市町村、警察等の行政機関や団体・事業者、くらしの安心推進員と連携し、見守り活動の強化及び回覧板等を活用したきめ細かな啓発活動を推進します。

(6) サイバー犯罪等への対応

ア. 現状と課題

スマートフォンやIoT機器が急速に普及するとともに、IT技術の進展や情報通信基盤の整備により、サイバー空間と実空間の一体化が進んでおり、サイバー空間は府民生活の一部となっています。

その一方で、高度化するサイバー犯罪の被害の危険性が高まっており、被害防止対策を推進するとともに、サイバー犯罪への対処能力を強化する必要があります。

イ. 具体的施策

サイバー空間における犯罪手口は常に変化し、インターネット利用者が新たな形態の犯罪に対応できず、被害の発生や拡大へつながっていることから、取締り等サイバー犯罪への対策を強化するとともに、疑似体験による対応能力向上やわかりやすい広報を行うなど、サイバー犯罪による被害を防止するための効果的な取組を推進します。

(ア) 京都府警察ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動の推進

違法・有害な情報があふれるサイバー空間において、府民が被害者にも、加害者にもならず、安心して安全にインターネットを利用できるよう、ネット安心アドバイザーや学生ボランティアと連携した情報モラルの向上、犯罪被害の防止に向けた広報啓発活動等を推進します。

(イ) ネットトラブル防止アクティブラーニングによる啓発活動の推進

SNS等の発達に伴うネットトラブルやサイバー犯罪の被害防止のため、青少年や高齢者が、ネットトラブル防止アクティブラーニング（実際にタブレット端末等を使用して自らがネットトラブルの疑似体験をする学習方法）を受講することで、情報モラルの向上や被害回避能力を高め、被害防止を推進します。

(ウ) 高度化するサイバー犯罪に対する戦略的予防対策の強化

警察官の捜査力・解析力の向上、装備資機材の整備により対処能力の強化を図るとともに、新たなサイバー犯罪に対する調査研究を進め、犯罪被害の予防に向けたサイバーパトロールと取締りの強化により高度化するサイバー犯罪に対処していきます。

(エ) 若者や高齢者等のネット取引被害防止の推進

インターネット取引におけるルール遵守や被害防止等について、若者から高齢者等まで、それぞれの世代特性等を踏まえた内容で、あらゆる機会をとらえて情報提供することで、ネット取引被害防止を推進します。

(オ) 中小企業への情報セキュリティ対策の実施

情報セキュリティに関するオール京都体制の産官公連携組織であるK s i s n e t（京都中小企業情報セキュリティ支援ネットワーク）において、情報セキュリティの専門家がワンストップで相談を受けるなど、中小企業の情報セキュリティ対策を支援します。

(7) 訪日外国人に係る取組

ア. 現状と課題

府内の外国人宿泊客数は約361万人と、5年連続で過去最高を更新し、今後も2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2025年大阪万博等を控えて、更なる増加が見込まれます。こうした中、法や制度の不知、言語・生活習慣等の違いから、いわゆる民泊を利用する訪日外国人による騒音やゴミ問題、交通マナー等に起因するトラブル等新たな事象が発生していることから、関係機関、団体等との連携と適切な役割分担のもと、訪日外国人を取り巻く社会、経済情勢を見据えながら、将来に目を向けた府民生活と観光振興の調和を踏まえた総合的な治安対策が必要です。

イ. 具体的施策

訪日外国人の急増に伴う新たな事象に適切に対応するため、同事象に対する情報の集約と一元化等を行い、関係機関等と連携して対応するとともに、訪日外国人等の被害防止等を図り、国際的な観光都市としての安心・安全の確保を推進します。

(ア) 新たな事象に係る情報の集約と一元化による部門横断的な諸対策の推進

訪日外国人の急増に伴い、国際交流が広がる一方、法や制度の不知、言語・生活習慣の違いから新たな事象が発生していることから、これら新たな事象に係る情報の集約と一元化を図り、関係機関、団体等と連携し、適切な役割分担のもと、対策を推進していきます。

(イ) 訪日外国人に対する「犯罪被害者、加害者にならない」広報啓発の推進

訪日外国人が利用する媒体を活用し、法や制度の周知徹底、言語・生活習慣の違いへの注意喚起を行い、訪日外国人を「犯罪被害者、加害者にならない」広報啓発活動を推進していきます。

(8) 地域の犯罪情勢分析に基づく多発・増加罪種等への的確な対応

ア. 現状と課題

京都府内における刑法犯認知件数の減少傾向は続いています。一方で、性犯罪や街頭犯罪等、

府民に不安を与える犯罪は依然として発生していることから、子ども・女性の安全を脅かす「性犯罪」や治安に関するアンケートで府民が最も不安に感じている「侵入窃盗犯罪」、全刑法犯認知件数の約25%を占める「自転車盗」に重点を置き、各種抑止対策を継続・強化するほか、その時々
の犯罪情勢に応じた罪種ごとの諸対策を講じるが必要不可欠です。

イ. 具体的施策

府民の不安が大きい性犯罪、侵入窃盗及び多発罪種の自転車盗について、それぞれの地域の犯罪情勢に応じた効果的な対策を推進します。

(ア) 性犯罪対策の推進

学校、企業等と連携した体験型を取り入れた防犯教育等の実施のほか、スマートフォン等による犯罪発生の地図情報を活用した情報発信や女子大学生等が居住する賃貸マンションの防犯対策に着目した「京都府防犯モデル賃貸マンション認定制度」の更なる普及促進を図ります。

(イ) 侵入窃盗犯罪対策の推進

防犯に関する助言・指導を行っているNPO法人京都府防犯設備士協会と連携し、専門家による防犯診断等を通じた建物の防犯環境の整備、向上を図ります。

(ウ) 自転車盗対策の推進

学校、事業者等と連携しつつ、「鍵ー1グランプリ」の継続開催等により、中高生の防犯意識の向上と自転車への施錠の習慣化に重点を置いた対策を推進します。

(エ) 関係機関・団体等との連携による被害防止対策の推進

京都府万引き防止対策推進協議会、京都府自転車防犯登録推進協議会、京都府自動車盗難等防止連絡協議会等を通じて、多発犯罪である万引き、自転車盗、自動車関連窃盗等の被害防止対策を推進します。

第3章 再犯防止施策の推進

1 基本目標

犯罪をした者等（薬物依存症や障害等、医療・福祉的措置が必要な者を含む）に対して再犯防止施策を推進することが、犯罪のない安心・安全なまちづくりにおいて重要であることに鑑み、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、府民の理解と協力を得て、再び社会を構成する一員となることができるよう、再犯防止施策を、国との適切な役割分担を踏まえて、関係機関等と連携して推進します。

再犯防止施策の推進に当たっては、犯罪被害者等の存在を十分認識するとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を十分理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行います。

2 現状と課題・具体的施策

(1) 互いに支え合える心豊かなコミュニティづくりのために

ア. 現状と課題

再犯防止のための支援は、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、再び社会に復帰するために、これまで刑事司法関係機関が中心となって民間団体等の支援のもと実施してきました。京都府でも非行少年等立ち直り支援事業等再犯防止の取組を行ってきましたが、刑事司法関係機関等とのつながりは弱く、連携が十分でない状況にあります。再犯防止の取組をこれまでに以上に推進するためには、法務省が実施する、民間団体等が行う再犯防止等に関する活動における社会的評価についての調査研究の成果を活かした取組や、関係機関等が互いの取組について理解を深め連携するなど、官・学・民が一体となって取組を進めることが必要です。

また、犯罪をした者等にあっては、就職や住宅への入居等について、地域社会等の否定的な感情や周囲から受け入れてもらえず孤立してしまうなど極めて厳しい現実があります。このため、これまでも、「社会を明るくする運動」をはじめ再犯の防止等に関する広報啓発活動を実施してきたところですが、犯罪をした者等が犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を十分理解したうえで、立ち直りのために自ら努力することに対して、社会の一員として受け入れる地域社会の関心と理解の醸成が必要です。

イ. 具体的施策

刑事司法関係機関、京都府・市町村等の行政機関、民間協力者等が、再犯防止施策を連携して効果的に推進していくための体制を構築します。

さらに、地域社会が受け入れやすくなる環境の醸成のため、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司や民間支援団体等への支援や市町村、民間支援団体、地域で様々な活動に取り組む民間ボランティア等と連携した再犯防止施策に対する府民の理解を深める取組等を進め、犯罪をした者等が罪を繰り返さず、地域の一員として立ち直ることができる、心豊かなコミュニティづくりを進めます。

(ア) 国、京都府、市町村、民間協力者等の連携体制の構築

刑事司法手続を離れた者を含むあらゆる犯罪をした者等が地域において必要な支援を受けられるようにするため、刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関、民間協力者等が参画する、京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）を設置し、それぞれの取組に対する理解を深め、地域の状況に応じた支援の取組に向けて連携を強化します。

(イ) 地域で活動している保護司や民間ボランティア等への支援

a. 保護司や民間ボランティアの活動を促進させるため、京都府保護司会連合会等の運営費を補助し、保護司や学生ボランティアによる研修会、住民集会等の開催を支援します。

- b. 国、市町村と連携し、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護支援に当たる保護司、更生保護女性会、BBS会（非行防止活動を行う青年ボランティア団体）、協力雇用主、更生保護協会、更生保護施設等の活動に関する広報を進め、再犯防止等に対する府民の理解を深める取組を実施します。
 - c. 地域で更生保護活動を行うための拠点である更生保護サポートセンターを広く地域住民に周知するとともに、府内における拠点の拡充に協力します。また、更生保護サポートセンターや地域における犯罪防止等に取り組む法務少年支援センター京都（京都少年鑑別所併設）で行われる地域と連携した様々な取組を支援します。
 - d. 民間協力者による優れた再犯の防止等に関する活動を広く普及し、認知度を高め、その活動を更に促進するため、保護司として永年にわたり熱意を持って従事し、その功績が顕著である者を顕彰します。
 - e. 保護司の高齢化や民間ボランティアの減少傾向に対応するため、京都府職員等に対し保護司の活動を紹介すること等により、保護司や民間ボランティア等の人材確保に協力します。
 - f. 個人が府内に主たる事務所のある更生保護法人に寄附した場合について、京都府府税条例に基づき、個人府民税の控除対象とし、財政支援を実施します。
- (ウ) 職員研修の実施
- 犯罪をした者等が抱える様々な課題に対する施策を効果的に推進するため、刑事司法関係機関の職員による京都府・市町村職員研修等を実施し、支援のノウハウや知見等を共有します。
- (エ) 広報啓発活動の推進
- a. 再犯の防止等の推進に関する法律第6条に規定されている再犯防止啓発月間において、犯罪をした者等の再犯の防止等についての府民の関心と理解を広く深めるため、重点的に広報啓発を行います。
 - b. 全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国運動である「社会を明るくする運動」を推進するとともに、一層充実した広報啓発活動が行われるよう支援します。

(2) 非行少年等への支援

ア. 現状と課題

京都府では、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）による就学・就労支援や、少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）づくり事業、京都府警察による非行防止教室の開催等に取り組んできた結果、刑法犯少年の検挙・補導人員は着実に減少し、再犯者数もこの10年で4分の1以下に減少するなど、大きく改善しています。

しかしながら、再犯者率は、依然として、全国平均を上回る状況であり、また、刑法犯少年に占める触法少年（14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年）の割合も年々増加し、平成29年には3割を占めるなど非行の低年齢化が進行しています。非行の背景には、虐待や貧困等による家庭の養育力の低下や、少年自身の発達上の問題等が複雑に絡み合っている場合も見られ、早期立ち直りへの課題となっています。

イ. 具体的施策

非行等の問題を抱える少年に対して、京都府教育委員会等各関係機関と連携・協力して、再非行防止や立ち直り支援、居場所づくりを推進し、就学や就労を支援するとともに、非行の低年齢化への対応として早期支援型モデル事業に取り組みます。

(ア) 非行等の問題を抱える少年に対して、学校や警察、児童相談所等の関係機関と連携して、様々な体験活動等を通じて、地域社会の一員としての自覚を持たせ、立ち直りを支援するとともに、京都少年鑑別所が実施する地域援助を活用し、問題行動のある少年の心理検査や指導方法の提案を受けるなど、非行少年等立ち直り支援コーディネーターや臨床心理士等で構成された非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、少年一人ひとりに適したプログラムに基づき支援します。

- (イ) 非行の低年齢化に対応した支援や、非行の背景にある虐待や貧困等の保護者自身が抱える悩みに対する支援をモデル的に実施し、効果を検証しながら再非行防止を進め、新たな犯罪等を生まない仕組みの構築を図ります。
- (ウ) 家庭や学校に居場所がなく、疎外感、孤立感から非行行動に発展していくという課題に対応するため、少年たちの居場所（ユース・コミュニティ）において実施する悩み相談や学習支援、体験活動等を通じて、少年が「自身の居場所や役割、存在価値」を見出すことにより、非行・再非行の防止を図ります。
- (エ) 再非行のおそれがある少年等に対し、積極的に手を差し伸べ、その立ち直りを支援するために、少年警察学生ボランティア等と連携して、少年の就学・就労に向けた支援や社会奉仕体験活動、生産体験活動等への参加等を実施し、再非行少年を生まない社会づくりを推進します。
- (オ) 非行をした少年に対する立ち直り支援を行う中で、問題行動の原因が心理的な要因によるものと考えられる少年に対しては、京都少年鑑別所と京都府警察との協定に基づき、保護者の同意のもと、京都少年鑑別所に心理検査等の実施を依頼し、その分析結果の提供を受けることで、個々の少年の特性に応じたきめ細やかな立ち直り支援を推進し、再非行防止対策の充実を図ります。
- (カ) 薬物を使用して検挙・補導された少年に対し、薬物治療を行っている病院と連携の上、初診料等を公費負担するなど、少年に応じた適切な治療につなげ、立ち直りを図ります。
- (キ) 少年の規範意識の向上を図るため、スクールサポーター等により、小・中学生を中心に、万引きやいじめ、SNS等に係るインターネットリテラシーの向上を題材にした非行防止教室や薬物乱用防止教室を開催します。（再掲）
- (ク) 京都少年鑑別所や京都保護観察所等の刑事司法関係機関、京都府教育委員会等の教育機関、京都府警察や児童相談所等の行政機関で構成する「非行少年等立ち直り支援ネットワーク推進連絡会議」を定期的開催するなど、組織間の情報共有と連携を図り、少年が被害者にも、加害者にもならないための取組をより一層推進します。
- (ケ) 支援が必要な少年、若年者について、児童福祉関係機関と関わりがある者や発達障害を有している者が少なくないなどの実情を踏まえ、継続したきめ細やかな支援を実施するため、学校、児童相談所、福祉事務所、子ども・若者総合支援センター等において、少年院や保護観察所等との連携を強化します。

(3) 関係機関と連携した福祉的施策

ア. 現状と課題

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっており、京都刑務所においても入所者のうち60代以上が2割近くを占め、また、精神・身体医療上等の配慮を要する者の割合も6割近くとなっています。

これまで、矯正施設出所者に対する支援の一つとして、受刑者等のうち、適当な帰住先が確保されていない高齢者又は障害のある者等が、矯正施設出所後に、社会福祉施設等への入所等の福祉サービスを円滑に利用できるような様々な取組が進められてきましたが、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が希望しないなどの理由から適切な支援に結びつかない場合があること、刑事司法手続の各段階を通じた高齢又は障害の状況の把握とそれを踏まえた支援を実施するための体制が不十分であること等の課題があるため、刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関等の連携を強化し、関係機関における福祉的支援の実施体制を充実させる必要があります。

また、覚せい剤取締法違反による検挙者数は全国で毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、覚せい剤取締法違反により受刑した者の2年以内再入率は全体と比較して高くなっています。

薬物事犯者は、犯罪をした者等であると同時に、薬物依存症者である場合もあるため、薬物再乱用防止のためには、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と、医療機

関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行う必要があります。

イ. 具体的施策

犯罪をした者等のうち高齢者や障害のある者については、適切な福祉的支援を受け、安全で安定した生活を確保することが再犯の防止につながることから、こうした福祉的支援が必要な者に対し、保健医療・福祉施策による支援を推進します。

また、薬物依存を有する者に対しては、医療・保健・福祉機関や民間支援団体等との連携による支援を継続して実施します。

(ア) 高齢者や障害のある者等への支援

- a. 京都府地域福祉支援計画や京都府保健医療計画において、高齢者又は障害のある者等医療・福祉の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、医療・福祉サービス、住居、就労、その他生活困窮への支援等地域での生活を可能にするための施策を総合的に推進します。
- b. 高齢者や障害のある者で福祉的な支援を必要とする矯正施設等退所予定者に対し、入所中から退所後直ちに福祉サービスにつなげるための準備を行い、円滑に地域社会に復帰できるよう支援するため、「地域生活定着支援センター」において、刑事司法関係機関や保健医療・福祉関係機関等との連携を深め、福祉的支援の充実を図ります。

(イ) 薬物依存を有する者への支援

- a. 京都府立洛南病院に設置された京都府こころのケアセンターや京都府精神保健福祉総合センターにおいて、薬物依存症者とその家族等に対する相談事業を実施するとともに、京都保護観察所や地域の医療・保健・福祉機関及び民間支援団体等との連携体制を強化し、地域における継続した支援の充実を図ります。
- b. NPO法人京都ダルク等と連携して、薬物再乱用防止プログラムに係る講座をこれまでも実施しており、薬物依存からの回復を引き続き支援するとともに、府民だより等の広報媒体、店舗の電光掲示板を活用した広報文の表示、薬物乱用防止のためのイベント開催等による広報活動を推進します。

(4) 安定した就労や地域社会における定住先の確保

ア. 現状と課題

刑務所に再び入所した者のうち、約7割が、再犯時に無職であった者となっており、また、仕事に就いていない者の再犯率は、仕事に就いている者の再犯率と比べ約3倍と高く、不安定な就労が再犯リスクとなっていることが明らかになっています。

これまで、矯正施設において社会のニーズにあった職業訓練を行うなど、再犯を防止するための様々な取組が行われてきましたが、求職活動を行う上で必要な知識・資格等を有していないなどのために求職活動が円滑に進まない場合があること、自らの能力に応じた適切な職業選択ができないこと等により、一旦就職しても定着しない場合が多いこと、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労をすることも難しい者が少なからず存在すること等の課題があります。

さらに、刑務所満期出所者のうち、約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの者の再犯に至るまでの期間が帰住先の確保されている者と比較して短くなっていることも明らかとなっています。

安定した就労や適切な帰住先の確保は、地域社会において安定した生活を送るための大前提であって、再犯防止の上で最も重要であることから、就労に向けた相談・支援等の充実や地域社会における定住先の確保のための支援が必要です。

イ. 具体的施策

犯罪をした者等について、勤労意欲のある者のほか、障害のある者、経済的に困窮している者、非行少年、暴力団離脱者等に対して、就労支援や雇用環境の改善に取り組むとともに、就労の定着や生活の安定のための定住先確保に向けた支援を推進します。

(7) 安定した就労のための施策

- a. 京都ジョブパーク等において、ハローワークや医療機関、関係団体等と連携し、個々の状況に合わせて、段階的・継続的に寄り添いながら、相談から就職、職場への定着までの総合的な就労支援を実施します。
 - b. 矯正施設における職業訓練について、就労につながる技能の習得を意識した効果的な訓練ができるよう、訓練方法等について情報を提供するなど、連携を図ります。
 - c. 刑務所や少年院等の入所者が持つ職歴や資格の情報を集約し、雇用を望む企業に紹介する法務省の「矯正就労支援情報センター」（通称コレワーク）や刑務所出所者等の就労を支援するNPO法人京都府就労支援事業者機構の事業内容の周知について、協力します。
 - d. 犯罪をした者等で障害のある者が、就労意欲や適性に応じて就労できるよう、既存の障害者施策を活用しながら、相談、能力開発・向上、定着支援等の総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。
 - e. 経済的に困窮している者で、様々な理由により直ちに一般就労が困難な者に対して、生活困窮者自立支援法に基づく就労準備支援事業や就労訓練事業の活用等により、自立の促進を支援します。
 - f. 非行等の問題を抱える少年の立ち直りを支援するため、非行少年等立ち直り支援チーム（ユース・アシスト）が、協力事業所での就労体験等の支援プログラムに基づき支援します。
 - g. 家庭裁判所で保護観察に付された者又は少年院からの仮退院を許された者であって京都保護観察所から推薦を受けた者を、京都府臨時職員として採用する取組を踏まえ、犯罪をした者等の雇用等の促進について検討を行います。
 - h. 刑務所出所者等の就労を支援し、その再犯を防止する観点から、犯罪をした者等を雇用しようとする協力雇用主の建設工事の入札参加資格の等級区分に係る主観点を加点し、公共調達における受注機会の増大を図るなど、協力雇用主に対する支援を行います。
 - i. 暴力団からの離脱に関する相談対応や離脱を促進するための教育活動、就労支援等を行う「京都府暴力団離脱・社会復帰対策協議会」と連携し、暴力団離脱者についても受入れ可能とする協力雇用主の確保に向けた取組を推進します。
 - j. 京都府警察において、就労支援・社会復帰対策担当者（非常勤・社会復帰アドバイザー）の配置等、暴力団組織からの離脱の促進、離脱者の就労等の援助措置を推進します。
- (イ) 地域社会における定住先の確保のための施策
- a. 犯罪をした者等が住居に困窮している状況や、地域の実情等に応じて、犯罪をした者等の府営住宅への入居における特別な配慮の必要性について検討します。
 - b. 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（セーフティネット法）に基づき、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の確保に努めます。
 - c. 経済的に困窮し、住居を喪失し又は喪失のおそれのある者に対し、生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業により、安定した生活ができるよう支援します。

(5) 特性に応じた効果的な施策の実施

ア. 現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人ひとりの特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働きかけることが重要であるとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠であることを踏まえた指導等を充実する必要があります。

イ. 具体的施策

虐待を行った保護者、ストーカーやDV事案の加害者、暴力団関係者等、支援が必要な対象者の特性に応じて、関係機関が連携・協力して指導等の支援を推進します。

(7) 急増・困難化する児童虐待の再発防止のため、虐待を行った保護者に対する精神科医等によ

るカウンセリングの実施や児童虐待対応地域連携会議の設置等、関係機関と連携した児童虐待総合対策事業を実施します。

- (イ) ストーカー事案は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が強く、重大事件に発展するおそれが極めて高いことから、被害者の将来にわたる安心・安全を確保するため、加害者に対する精神医学的・心理学的なアプローチを推進します。

また、DVについては、被害者の中長期的な安心・安全の確保のために、加害者の抱える経歴等を踏まえ、被害者にも、加害者にもならないための更生プログラムを実施します。(再掲)

- (ウ) 暴力団関係者に対する暴力団離脱に向けた働き掛けの充実を図るとともに、離脱に係る情報を適切に共有するため、(公財)京都府暴力追放運動推進センターや矯正施設等との連携を強化します。

第4章 犯罪被害者等に対する支援の充実

1 基本目標

犯罪被害者等が被害から回復し、社会の中で再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、犯罪被害者等一人ひとりに寄り添ったきめ細やかで充実した支援が必要であるため、犯罪被害者等が置かれた状況が社会に十分理解され、犯罪被害者等が孤立することなく、その権利利益が保護されるよう、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）や第3次犯罪被害者等基本計画を踏まえながら、総合的な支援を進めます。

2 現状と課題・具体的施策

(1) 犯罪等発生直後からの総合的支援体制及び継続的支援の充実

ア. 現状と課題

犯罪被害者等が置かれた状況や事情は様々であり、必要とされる支援も、被害直後から捜査、公判に関わるものや医療、福祉、住宅等生活全般にわたります。さらに、時の経過とともに、求められる支援内容も変わることから、総合的で継続的な支援が必要です。

イ. 具体的施策

犯罪被害者等の置かれた状況に応じた必要な支援を総合的・継続的に実施します。

(ア) 犯罪による被害等発生直後の支援の充実

犯罪による被害等が発生した直後の精神的負担の軽減や早期回復支援等のため、被害者等に対して行う病院への付き添いや傷害等の身体犯被害者への初診料・診断書料の公費負担制度の運用、被害直後の一時避難場所の確保等、初期的被害者支援を充実させます。

(イ) 生活全般にわたる総合的支援体制の充実、継続的支援

- a. 当事者の心情に配慮しながら、初期の段階で警察等と連携を図り、総合的な支援や犯罪被害者等の生活に寄り添った中・長期にわたる支援を行うため、京都府犯罪被害者サポートチームや京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）、配偶者暴力相談支援センター等において総合的な支援を行います。
- b. 精神的被害からの早期回復のためのDV被害者のグループカウンセリングや、居住場所を確保するため、犯罪被害者等を対象とした府営住宅の特定目的による優先入居募集等を実施するなど、犯罪被害者等の目線に立った支援を行います。
- c. 犯罪被害者等支援施策市町村職員担当者研修会の実施や犯罪による被害発生直後の被害者やその家族が記録を残して後々活用するためのノート「つむぎ」の活用等、市町村を含めた相談窓口体制の充実を図るとともに、国や京都府、市町村が適切な役割分担のもとで相互に連携・協力し、犯罪被害者等への円滑な支援を行っていきます。
- d. 犯罪被害等による心身の負担も自殺の要因となりうることから、京都府自殺ストップセンターにおいて電話・面接相談を実施し、深刻な心の悩みを抱える方々を支援します。また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーを養成します。

(2) 個々の事情に応じた支援

ア. 現状と課題

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面している困難を打開し、その権利利益の保護を図るために行うものであり、個々の犯罪被害者等の具体的事情を把握し、その事情に応じた適切な支援が必要です。

特に、性犯罪や、DV、児童虐待等の被害に遭ったにもかかわらず、自ら声を上げることが困

難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等や自己が直接の犯罪被害者ではないものの、兄弟姉妹が犯罪被害に遭ったこと等により、その心身に悪影響を受けるおそれがある子ども等についても、そのニーズを把握し、適切に支援をしていく必要があります。

イ. 具体的施策

犯罪被害者等の個々の具体的事情を踏まえて、状況に応じた支援を行います。

(ア) 各関係機関との連携

犯罪被害者等の置かれた現状や社会復帰の道筋は様々であり、犯罪等により犯罪被害者等に生じた損害を1日でも早く回復させるためには、多くの支援機関による総合的な支援が必要であるため、京都府犯罪被害者支援連絡協議会や京都府犯罪被害者サポートチームにおいて、各支援機関との連携を強化します。

(イ) 児童虐待被害者に対する支援

児童虐待を受けた児童や被害少年等に対し適切な支援を行うため、児童相談所や関係機関、団体等がそれぞれの役割のもと、連携して対応します。

(ウ) ストーカー被害者に対する支援

ストーカー事案を早期に把握し、重大事件への発展を未然に防止するため、京都ストーカー相談支援センター（KSCC）における専門相談を実施し、被害者等の安全確保に向けて、迅速かつ的確に対応します。

(エ) DV被害者に対する支援

DV被害者を支援するため、配偶者暴力相談支援センターにおいて、相談対応や一時保護、被害者の自立を支援する各種情報の提供を行うとともに、被害者の地域生活を支援する地域サポーターを養成します。

(オ) 性犯罪被害者に対する支援

性暴力被害者の心身の負担軽減とその回復を図り、被害の潜在化を防止するとともに、性暴力のない社会づくりを目指すため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）において、行政、医療機関、弁護士会、民間団体等と連携した総合的な支援を実施します。

(カ) 家族等に対する支援

直接的な被害を被った犯罪被害者だけでなく、兄弟姉妹等その家族や関係者に対しても必要とされる支援内容について、そのニーズをくみ取り、京都府犯罪被害者サポートチームや関係機関等によるカウンセリング等の適切な支援を実施します。

(3) 民間支援団体への援助

ア. 現状と課題

犯罪被害者等の誰もが、望む場所で、必要な時に、いつでも情報の入手や相談ができ、専門的知識と技能に裏付けられたきめ細やかで途切れのない支援を受けられるよう、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体への援助が必要です。

イ. 具体的施策

（公社）京都犯罪被害者支援センターが行う相談業務や各種事業の運営に対して援助するとともに、寄附された古本等の売却収益を犯罪被害者支援センターに活動資金として寄附することができる「ホンデリング」の実施を府内全市町村に拡大するなど、その活動を積極的に支援し、併せて、その他の民間支援団体等との連携強化を図ります。

(4) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

ア. 現状と課題

犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等の名誉やプライバシーが尊重されるよう、最大限に配慮し、その尊厳を守っていく必要があります。平穏な生活への配慮の重要性等について、府民の理解や共感を深めるため、広報啓発を継続的に実施する必要があります。

また、犯罪等により被害を受けた際に、その被害の類型等を問わず、府民の誰もが、早期に適切な支援を受けられるよう、支援窓口の更なる周知のための広報についても継続的に実施する必要があります。

イ. 具体的施策

犯罪被害者等への支援の必要性に対する府民の理解の浸透に向けた広報啓発を実施するとともに、犯罪被害者等の支援窓口の周知を進めます。

(ア) 犯罪被害者等への理解や支援のための広報啓発

犯罪被害者等の置かれた状況や、犯罪被害者支援の重要性等について府民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運を醸成するため、京都サンガF. C. ホームゲームでの啓発等の機会や犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）等の期間を利用し効果的な広報啓発活動を実施します。

(イ) いのちを考える教室の実施

人とのつながりの大切さ、自分や他者のいのちの大切さを感じ、被害者にも、加害者にもならないという規範意識を育むため、犯罪被害者支援等に関する専門的な知識や技能を有する犯罪被害者支援コーディネーターによる「いのちを考える教室」を府内の中学校・高等学校等で引き続き実施します。

(ウ) 各種相談窓口・支援窓口の広報等

犯罪被害者等が一人で悩みを抱え込まず、相談しやすい環境をつくるため、警察総合相談室や性犯罪相談ダイヤル「ハートさん」、レディース相談、ヤングテレホン、京都ストーカー相談支援センター等の警察関係相談窓口や各市町村における相談窓口、民間支援団体が設置する相談窓口の周知を進めるとともに、犯罪被害者支援施策市町村職員担当者研修会等の実施を通じて、担当者の相談対応力の向上を図ります。

第5章 計画の推進

1 推進体制の整備

(1) 犯罪のない安心・安全なまちづくりの推進

ア. 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」による推進

条例（第5条）に基づき、知事を本部長とする「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部」が、犯罪のない安心・安全なまちづくりの総合的な施策を推進するための体制と位置付けられています。

この計画を推進するため、本部員がそれぞれの役割を踏まえつつ、地域の実状に応じた犯罪防止のための活動が行われるよう、地域・団体等からの意見等も踏まえ、推進本部と地域の防犯活動が結び合うよう工夫するとともに、専門家の意見も聴きながら進めていくものとします。

イ. 京都府による計画の推進

京都府では、この計画を全庁挙げて推進するため、幅広い分野にわたる安心・安全なまちづくりのための横断的な組織として「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり推進本部庁内連絡会議」を中心にして、総合的・具体的な施策を進めていきます。

ウ. 市町村や防犯関係ボランティア・NPO等との連携

自主的な防犯活動を行っている防犯関係ボランティアやNPO等の取組が一層促進されるよう、府民協働防犯ステーションを核として連携・協力を行うとともに、子育て支援等様々なNPO活動の中に防犯の視点が取り入れられるよう連携を進めます。

また、計画を推進するに当たっては、地域住民に身近な市町村の果たす役割が大きいことから、関係情報の入手をはじめとして市町村と緊密に連携するとともに、市町村の犯罪のない安心・安全なまちづくりに関する事業の促進や情報提供等を行います。

エ. 「セーフコミュニティ」による推進

地域住民が主体となって取り組むセーフコミュニティの考え方に基づく地域防犯活動を支援し、地域の防犯体制の充実・強化を進めていきます。（亀岡市が日本で初めてWHOの認証を取得（H20.3）、再認証（H25.2）・再々認証（H30.11）を取得）

オ. 大学等と連携した推進

大学のまち京都の特性を活かし、地域社会の一員としての大学・学生の防犯活動が促進されるよう、京都府大学安全・安心推進協議会等との連携を強化します。

また、犯罪に関する科学的データ分析や新たな検討課題等、犯罪のない安心・安全なまちづくりにつながる研究を大学や学会等と連携して、継続して推進していきます。

カ. 企業等と連携した推進

重要な地域の一員として地域と協働して活動していただける「京都府地域の安心・安全サポート事業所」をはじめとした企業・事業者や京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会等の団体との連携を推進します。

(2) 再犯防止施策の推進

ア. 「京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」による推進

再犯防止施策の推進については、刑事司法関係機関、市町村、保健医療・福祉関係機関等が参画する「京都府再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」を設置し、地域の実状に応じた支援等の取組に向けて、連携を強化します。

イ. 京都府による計画の推進

庁内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、刑事司法機関等と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

(3) 犯罪被害者等の支援

ア. 「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」による推進

被害者のニーズに応えるため、「京都府犯罪被害者支援連絡協議会」の会員である行政、警察、民間支援団体等が各々の業務について認識を深めて情報交換を行うことにより、各種支援活動を効果的に推進するとともに、その各種活動を通じて支援の重要性を啓発することで、被害者支援に係る社会環境を醸成します。

イ. 京都府による計画の推進

庁内に組織横断的な会議を設置するなどして、計画を全庁挙げて推進することとし、国と連携した総合的な施策をそれぞれの役割を踏まえて進めます。

ウ. 市町村や関係機関との連携

犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶため、京都府をはじめ、市町村や民間活動団体等で構成される京都府犯罪被害者サポートチームのネットワークを活用した総合的な支援を実施します。

2 施策の実施

計画の推進に当たっては、第1章に定める「計画の基本的な考え方」を踏まえて事業を推進します。また、計画の進捗状況について毎年度点検を行い、当計画検討委員会委員に報告するとともに、その意見を聴きながら必要に応じた施策の見直し等を進めます。

■参考

1 京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画検討委員会 委員名簿

区 分	氏 名	役 職
学識経験者	藤岡 一郎	京都産業大学名誉教授
	谷口 知弘	福知山公立大学地域経営学部地域経営学科教授
	石塚 伸一	龍谷大学犯罪学研究センター長（法学部教授）
地域防犯活動等 関係者	椿原 正人	京都府単位防犯推進委員協議会会長連絡会 会長
	麻田 恵美子	上京平安レディース リーダー
	山内 勇	亀岡市畑野町自治会 会長
	久保 恭子	京都府民生児童委員協議会 副会長
犯罪被害者等 支援関係者	富名腰 由美子	公益社団法人京都犯罪被害者支援センター 事務局長
行政関係者	波多野 健	京都市文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課長
	浦本 佳行	精華町総務部次長
サイバー犯罪対策 関係者	石川 千明	京都府警察ネット安心アドバイザー
再犯防止等 関係者	澤井 早和乃	京都府保護司会連合会 副会長
	中川 るみ	一般社団法人京都社会福祉士会 相談役

(敬称略)

2 検討経過

	日 時	会 場	テーマ
第1回	平成30年8月30日 10:00～	京都ガーデンパレス	計画に基づく取組の総括、現状と課題
第2回	平成30年10月17日 13:30～	ルビノ 京都 堀川	改定計画の重点課題に係る意見交換
第3回	平成30年11月26日 9:30～	ルビノ 京都 堀川	改定計画骨子案に係る意見交換
第4回	平成31年1月15日 9:30～	ルビノ 京都 堀川	計画最終案に係る意見交換

3 統計資料

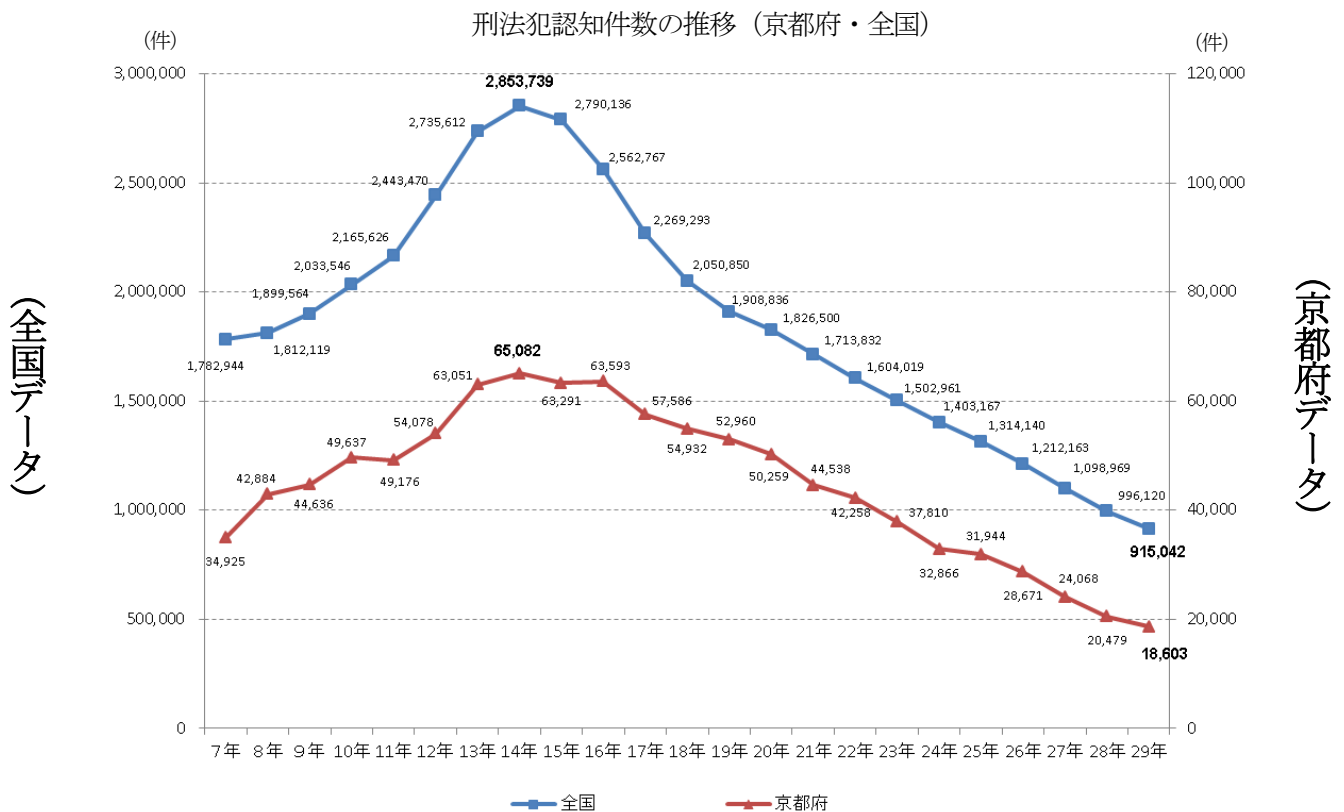
(1) 刑法犯認知件数等の推移

(件)

	刑法犯 認知件数	性犯罪 認知件数			ストーカー 事案 認知件数	特殊詐欺 被害 認知件数	DV事案 相談件数
		性犯罪 認知件数	自転車盗 認知件数	侵入盗 認知件数			
20年	50,259	338	11,972	2,373	—	—	543
21年	44,538	299	10,985	2,210	—	—	725
22年	42,258	317	10,035	1,931	—	—	811
23年	37,810	319	8,923	1,843	—	—	907
24年	32,866	373	7,359	1,632	—	81	846
25年	31,944	328	7,632	1,514	455	169	1,101
26年	28,671	293	7,834	1,172	460	159	1,324
27年	24,068	260	6,283	1,106	432	168	1,550
28年	20,479	220	5,501	920	486	166	1,723
29年	18,603	230	4,751	961	677	320	1,770

(注) 性犯罪とは、強制性交等（刑法改正(平成 29 年)以前は強姦）、強制わいせつ、公然わいせつを示す。

ストーカー事案は平成 25 年から、特殊詐欺被害は平成 24 年から現行統計を開始



(2)再犯者数、再犯者率の推移

	刑法犯総数 (人)		再犯者率 (%)
	初犯 (人)	再犯 (人)	
20年	4,978	3,434	40.8
21年	4,877	3,612	42.5
22年	5,468	2,679	32.9
23年	4,254	3,588	45.8
24年	3,448	3,311	49.0
25年	2,668	2,840	51.6
26年	2,727	2,768	50.4
27年	2,431	2,336	49.0
28年	2,256	2,233	49.7
29年	2,179	2,326	51.6

